

第2回定例会議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第37号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 4 議案第38号 いちき串木野市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第39号 行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第 6 議案第40号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第 7 議案第41号 いちき串木野市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第42号 いちき串木野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第43号 いちき串木野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第44号 いちき串木野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第45号 いちき串木野市保育所条例を廃止する条例の制定について
- 第12 議案第46号 財産の無償譲渡について
- 第13 予算議案第2号 令和3年度いちき串木野市一般会計補正予算（第2号）
- 第14 議案第47号 いちき串木野市固定資産評価員の選任について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本会議第1号（6月4日）（金曜）

出席議員 15名

1番	吉留良三君	9番	中里純人君
2番	江口祥子君	10番	東育代君
3番	松崎幹夫君	11番	西別府治君
4番	田中和矢君	12番	竹之内勉君
5番	平石耕二君	13番	原口政敏君
6番	中村敏彦君	14番	(欠員)
7番	大六野一美君	15番	福田清宏君
8番	濱田尚君	16番	下迫田良信君

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	岡田錦也君	主	査	福谷和也君
補	佐	石元謙吾君	主	任	橋之口健志君

説明のため出席した者の職氏名

市	長	田畑誠一君	市来支所長	橋口昭彦君
副市	長	中屋謙治君	教育総務課長	瀬川大君
教育	長	相良一洋君	消防長	平石剛君
総務課	長	山崎達治君	市民生活課長	久保さおり君
企画政策課	長	北山修君	子どもみらい課長	立野美恵子君
財政課	長	出水喜三彦君		

令和3年6月4日午前10時00分開会

△開 会

○議長（下迫田良信君） これから令和3年第2回いちき串木野市議会定例会を開会します。

△報 告

○議長（下迫田良信君） まず、報告します。

去る5月31日までに受理した請願・陳情は、お手元に配付した請願・陳情文書表のとおりです。なお、請願・陳情については付託区分表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

次に、監査委員から報告のあった令和2年度2月分例月出納検査の結果並びに市長から報告のあった令和2年度繰越計算書及びいちき串木野市土地開発公社の経営状況の写し並びに株式会社いちき串木野電力経営状況の写しをお手元に配付してあります。

また、鹿児島県市議会議長会定期総会出席報告及び臨時総会書面会議結果報告、第96回九州市議会議長会定期総会書面会議結果報告並びに第97回全国市議会議長会定期総会書面会議結果報告についても、その写しをお手元に配付してあります。

△開 議

○議長（下迫田良信君） これから本日の会議を開きます。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（下迫田良信君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、濱田尚議員、中里純人議員を指名します。

△日程第2 会期の決定

○議長（下迫田良信君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から6月25日までの22日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、今定例会の会期は、本日から6月25日までの22日間とすることに決定しました。

△日程第3～日程第13

議案第37号～予算議案第2号一括上程

○議長（下迫田良信君） 次に、日程第3、議案第37号から日程第13、予算議案第2号までを一括して議題とします。

市長に提案理由の説明を求めます。

〔市長田畑誠一君登壇〕

○市長（田畑誠一君） 令和3年第2回いちき串木野市議会定例会の開会に当たり、提案いたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第37号専決処分の承認を求めることについてであります。令和3年度いちき串木野市一般会計において、ひとり親に対する子育て世帯生活支援特別給付金に係る予算措置に急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めらるるものであります。

議案第38号いちき串木野市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本年7月から開始予定の個人番号カードを利用したコンビニエンスストアにおける証明書等の自動交付の導入に伴い改正しようとするものであります。

議案第39号行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の公布を踏まえ、市民の負担軽減及び利便性向上を図るため、行政手続における押印見直しを行うに当たり、関係条例を整備しようとするものであります。

議案第40号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、

関係条例を整備しようとするものであります。

議案第41号いちき串木野市税条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、改正しようとするものであります。

改正の主な内容は、個人住民税において住宅ローン控除の特例の延長、軽自動車税において環境性能割の税率区分の見直し、固定資産税において生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置を延長しようとするものであります。

議案第42号いちき串木野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が施行され、新型コロナウイルス感染症の定義が改正されたことに伴い、改正しようとするものであります。

議案第43号いちき串木野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が施行されたことに伴い、特定教育・保育施設等との連携の基準を見直すため改正しようとするものであります。

議案第44号いちき串木野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、家庭的保育事業者等が行う記録の方法について改正しようとするものであります。

議案第45号いちき串木野市保育所条例を廃止する条例の制定についてであります。いちき串木野市立生福保育所について民間移管を行うため、条例を廃止しようとするものであります。

議案第46号財産の無償譲渡についてであります。生福保育所の建物をいちき串木野市生福9842番地50、社会福祉法人生福笑顔会設立準備委員会設立代表者川寄秀弥に無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めらるものであります。なお、譲渡の時期は令和4年4

月1日としております。

次に、予算議案第2号令和3年度いちき串木野市一般会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,610万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を165億4,059万5,000円とするものであります。

それでは、歳出から款を追って説明を申し上げます。

1款議会費は、議会タブレット端末導入に係る経費の計上であります。

2款総務費は総務管理費で、エネルギー構造高度化・転換理解促進事業委託料の計上のほか、土地開発基金で取得した西薩中核工業団地用地を買い戻すための公有財産購入費、照島地区まちづくり協議会及び本浦地区まちづくり協議会へのコミュニティ事業助成金の計上、選挙費で投票時における新型コロナウイルス感染症対策に必要な環境整備に係る投票用紙交付機等購入経費の計上であります。

3款民生費は児童福祉費で、ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金に係る経費の追加であります。

7款商工費は、コロナ禍における県内修学旅行の需要の高まりを受け、本市への誘客促進を図るため、修学旅行等へ助成する、ときめき修学旅行inいちき串木野事業費の計上であります。

9款消防費は、救急活動時等における新型コロナウイルス感染症対策に必要な資器材購入経費の計上であります。

10款教育費は教育総務費で、英語指導助手の交代に伴う語学指導外国青年招致事業費の追加、社会教育費で市立図書館における新型コロナウイルス感染症対策に必要な図書除菌機購入経費の計上、保健体育費で小中学校における新型コロナウイルス感染症対策に必要な保健衛生用品等購入経費の計上であります。

次に、歳入について説明を申し上げます。

14款国庫支出金は、今回提案分で実施することとした6事業に対応する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の計上のほか、事業費の決定

等に伴うものであります。

18款繰入金は、ふるさと寄附金基金繰入金の追加であります。

19款繰越金は、令和2年度決算見込みによる繰越金のうち、今回の補正財源所要額の追加であります。

20款諸収入は、コミュニティ事業助成金の計上であります。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議の上、承認及び議決していただきますようお願い申し上げます。

○議長（下迫田良信君） これより質疑に入ります。

まず、議案第37号専決処分の承認を求めることについて、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第38号いちき串木野市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第39号行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第40号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、質疑はありませんか。

○6番（中村敏彦君） この議案そのものは、議案説明でもありましたようにデジタル法の改正に伴う条文整備であるということは重々理解しておりますが、アナログ世代の私も含めて、我々の年代にはちょっとこの9月のデジタル庁の発足、それから本市がどういうふうになっていくのかというのはなかなか分かりにくいので、9月のデジタル庁発足に向けての本市の流れというスケジュール、例えばシステムの構築、あるいは職員の研修等々が現状ではまだ決まっていなくてもいいかもしれませんが、その流れをお聞きしたいのと、最終的に、先ほどもちょっと市長の

説明がありましたが、デジタル化による市民の利便性向上、負担軽減と言われましたが、具体的にどんなことが市民にとってメリットなんだろうかというのが1点です。

もう一つ、条文の中の真ん中辺にありますマイナンバーのことですが、この制度を本当にうまく転がしていくためにはマイナンバーカードがその柱になると思うんですが、議案説明の中で4月現在で34.6か34.7%の加入率と説明がありました。今後どういうふうに普及させていくのか、今までの広報、あるいはプレミアム付商品券にセットしたPRで、なかなか分かりにくいという意見も聞いておりますので、その2点についてお伺いします。

○総務課長（山崎達治君） 議員お説のとおり今回のデジタル改革法案につきましては、かなりの法律が束なっております。その中で、デジタル庁の設置法案というのもあります。これにつきましては、令和3年9月から施行される形になっております。その中で、デジタル庁につきましては強力な総合調整機能を図って国全体としましてマイナンバーカードを活用したサービスについて進めていくという形の位置づけになっております。

その中で本市につきましては、現在のところシステムについての情報等は連絡が入ってきておりません。ですから、今後9月以降に発足した段階でそれぞれのサービスについて地方自治体の役割というのがありますので、その中で適切に対応していきたいと考えております。それに基づきまして当然職員の研修とか市役所のそれぞれ各部署などの手続についても十分研修などを行っていきたいと考えております。

先ほど説明しました2点目の市民生活の利便性についてであります。

今回、デジタル改革法案につきましては、やはりマイナンバーカードというのが大きな要という形になっております。今回の法律につきましても、国のほうが積極的にマイナンバーの普及促進、デジタル社会に向けて取組を進めるという形で位置づけが変わっております。その中で今後につきましては、直接の法案でいきますと、マイナンバーを活用して国家

資格などの事務手続きができるとか、併せて郵便局でもそういう証明書の発行ができるとか、あと転入転出の際に転出証明書等が必要なくなるとか、併せて市の内部でいきましても行政びったりサービスというのがあります。

その中でマイナンバーカードを活用した形で各種手続きが進んでいくものと考えておりますが、現時点ではその情報等もまだ入ってきておりませんので、その情報が入り次第、適切に対応していきたいと考えております。

○市民生活課長（久保さおり君） マイナンバーカードの今後の普及促進をどのように進めていくかということでございますが、現在、市役所の窓口においては無料の写真撮影サービスを行って申請サポートを実施しております。併せまして、毎月1回マイナンバーカード手続のための日曜窓口を開設しております。

引き続き市の広報紙やホームページ等でも周知を図るとともに、今後も窓口や公民館等への出張申請サービスなどを活用しながらマイナンバーカードの普及促進に努めてまいります。

○議長（下迫田良信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第41号いちき串木野市税条例等の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第42号いちき串木野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第43号いちき串木野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第44号いちき串木野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第45号いちき串木野市保育所条例を廃止する条例の制定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第46号財産の無償譲渡について、質疑はありませんか。

○6番（中村敏彦君） 議案説明によりますと2事業者からの応募があったということですが、選定に漏れた事業者は、市内、市外、あるいは、もちろん社会福祉法人と推察するんですけど、現在の事業業態といたしますか、それをお聞きしたいと思います。

○子どもみらい課長（立野美恵子君） 今言われた1事業者については、市内の保育園を運営している事業者であります。

○6番（中村敏彦君） これ以上は多分無理だと思いますので、譲渡先決定に至るまでの経過とか選定理由は委員会の審査に委ねたいと思います。

○議長（下迫田良信君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、予算議案第2号令和3年度いちき串木野市一般会計補正予算（第2号）について、質疑はありませんか。

○12番（竹之内 勉君） 総務費のエネルギー構造高度化・転換理解促進事業について2点だけお聞きいたします。

この事業は2016年から10年間という期間を区切つての応募ということであるようですが、2016年に薩摩川内市、2017年に阿久根市がそれぞれ導入をしております。他市を参考にして本市を考えたときに、例えば給食センターの電力を自前でやる。太陽熱を使ってですね。そういうことも多分検討に値するか

など感じたりしているんですが、これまでにこの事業について検討したことがあるのかということが一つ。

それと、今回6月提案ということで、これは公募の関係で今定例会の提案ということだと思いますが、平成30年に私、6月議会でF I T終了後の電源、いわゆる2019年問題ということで質問をさせていただきました。そのときの市長の答弁も「電気事業の先駆者として自負もある。今、まさに電気が地産地消の時代である、そのような課題についても新しい仕組みづくりを進めていきたい」という答弁を3年前にいただきました。

今回、概要の中にもまた地産地消という言葉が出てまいります。多分にとりか、この言葉がキーワードで執行部においてはこの3年間、F I T終了の電源も含めて、地産地消の電源の在り方、調査研究、そしてある程度の構想を練り上げて今回いよいよこの事業を使って具現化しようという意味での提案と——あまり深読みし過ぎですかね、での提案ということの理解でいいのでしょうか。

その2点をお聞きします。

○企画政策課長（北山 修君） まず、今回のエネルギー構造高度化・転換理解促進事業の概要になりますけれども、本市でいちき串木野電力、地域電力をやっているわけですが、この電力会社がある意味、地域のハブとなって一般住宅におけます太陽光発電の今おっしゃったF I T——固定価格買取期間が終了するというので、この電力を何とか活用できないか、エネルギーの地産地消を図って地域の経済循環を促進できないかということで今回この事業を行うわけですので、内容としましては、市内のそうした電力の賦存量、卒F I T、F I Tが切れたエネルギー、こういったものがどのくらいあるのか、これの調査をまずしたい。それを基に今後、その電力をどういったふうに活用していくかということ調査したいということになりまして、これまで何度も国のほうに提案してきたわけですが、今回ようやく国のほうの補助制度を活用してできるということで、今回提案いたしたところでございます。

先ほど1番目に申し上げられました給食センター

での活用、ここまでいくか分かりませんが、とにかくまずは卒F I T電力がどのくらいあるのか、これまで把握できておりませんでしたので、こういったところをまず把握していきたいということでございます。

○議長（下迫田良信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） ほかに質疑なしと認め、これで質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案については、議案第37号を除きお手元に配付しました議案の委員会付託区分表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

なお、議案第37号については会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号については委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、討論・採決に入ります。

議案第37号専決処分の承認を求めることについて、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案を決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は承認されました。

△日程第14 議案第47号上程

○議長（下迫田良信君） 次に、日程第14、議案第47号いちき串木野市固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

〔市長田畑誠一君登壇〕

○市長（田畑誠一君） 議案第47号いちき串木野市固定資産評価員の選任について、提案理由の説明を

申し上げます。

本市の固定資産評価員に税務課長の福山昌浩を選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議の上、同意していただきますようお願い申し上げます。

○議長（下迫田良信君） これから質疑に入ります。

議案第47号いちき串木野市固定資産評価員の選任について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっている議案第47号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号については委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論・採決に入ります。

議案第47号いちき串木野市固定資産評価員の選任について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案の採決は無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場の閉鎖〕

○議長（下迫田良信君） ただいまの出席議員は14人です。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（下迫田良信君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱確認〕

○議長（下迫田良信君） 異常なしと認めます。

念のために申し上げます。

本案に賛成の議員は賛成と、反対の議員は反対と記載してください。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により否とみなします。

記載所を設けてありますので、点呼に応じて投票用紙に記載し、順次投票を願います。

点呼を命じます。

〔局長補佐氏名を点呼・各議員投票〕

1番 吉留良三 議員

2番 江口祥子 議員

3番 松崎幹夫 議員

4番 田中和矢 議員

5番 平石耕二 議員

6番 中村敏彦 議員

7番 大六野一美 議員

8番 濱田尚 議員

9番 中里純人 議員

10番 東育代 議員

11番 西別府治 議員

12番 竹之内勉 議員

13番 原口政敏 議員

15番 福田清宏 議員

○議長（下迫田良信君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（下迫田良信君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に平石耕二議員、中村敏彦議員を指名します。

両議員の立会いを願います。

〔開票・点検〕

○議長（下迫田良信君） 投票の結果を報告します。投票総数14票。

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち賛成14票

反対0票です。

以上のとおり賛成多数であります。

したがって、本案は同意することに決定しました。
以上で本日の日程は終了しました。

△散 会

○議長（下迫田良信君） 本日はこれで散会します。
散会 午前10時40分